

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年3月9日)

## 【件名】

- 1 社会福祉法人みのり福祉会に関する改善措置命令の改善状況について  
(福祉保健課) ……別紙
- 2 社会福祉法人あすなろ会に関する改善措置命令の改善状況について  
(福祉保健課) …… 1
- 3 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
(福祉保健課) …… 2
- 4 「鳥取県豪雪災害復興義援金」について  
(福祉保健課) …… 3
- 5 鳥取県及び島根県による「あいサポート運動」の共同推進に関する協定について  
(障がい福祉課) …… 5
- 6 鳥取県依存症対策推進計画の策定について  
(障がい福祉課) …… 7
- 7 平成22年度認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成状況について  
(長寿社会課) …… 8
- 8 新たに策定する地域医療再生計画について  
(医療政策課) …… 10
- 9 医療費適正化計画の中間評価(概要版)について  
(医療指導課) …… 11
- 10 小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチン接種の一時的な見合わせについて  
(健康政策課) …… 16

福祉保健部

## 社会福祉法人あすなる会に関する改善措置命令の改善状況について

平成23年3月9日  
福祉保健課

社会福祉法人あすなる会(理事長 相澤英之(あいざわひでゆき))に係る改善状況は以下のとおりです。

改善命令の内容	改善内容
法人外流出した資金の回復に努めるとともに、回復方法、回復見込額等を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人外流出した490,706,301円について、元理事長、元専務理事、(株)ハマサキ元総務部長に対する損害賠償請求訴訟を鳥取地裁に提起済み。(平成22年9月1日)次回口頭弁論予定(平成23年5月13日)</li> <li>・上記のうち、元理事長は、病気により訴訟能力に欠けるため、法人側弁護士によって特別代理人申立がなされ、松本光寿弁護士が選任された。(平成22年12月2日 鳥取地方裁判所命令)</li> <li>・資金流出先である(株)ハマサキ(平成21年12月11日破産手続開始決定)及び元副理事長(平成22年3月18日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出(平成22年1月13日、平成22年4月16日)し、このうち、元副理事長分については、573,714円があすなる会に対し配当済み(平成22年10月1日)で、平成22年10月4日に破産管財人の任務が終了。</li> <li>・(株)ハマサキは、第4回管財人報告(平成22年10月28日)によると、一般債権への配当は、僅かではあるが見込めるとされている。(破産債権全体の0.2%程度の配当が見込まれ、981千円余りと法人は試算している。)</li> </ul>
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機関からの借入金について、不明瞭な部分の解明に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関からの429,815,000円の貸付残額は、債務不存在確認訴訟を提起済み(平成22年2月12日)。</li> <li>・第6回目の口頭弁論予定(平成23年5月13日)。</li> </ul>
本部会計と施設会計間の不適切な会計処理を是正すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設会計の余剰金を本部会計に集約し、施設会計に返済していく計画について、理事会で承認済み。(平成22年7月8日)</li> <li>・施設会計から繰入可能額を超えた本部会計への貸付金250,000千円を平成22年度と23年度で精算する。 (平成22年度精算計画) 精算期間：平成22年2月21日～平成23年3月11日 精算額：125,000,000円 借入残高：125,000,000円(22年度末)</li> </ul>
法人及び施設運営にかかる影響(資金不足、収益、信用力の有無等)を調査し、利用者へのサービス低下及び職員の処遇低下を招くことがないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員及び施設利用者の親族から聞き取りをしたところ、該当の事例は認められない。(平成22年4月15日、8月26日)</li> <li>・法人が行った利用者アンケートによって、サービス低下がないことが確認されている(平成22年3月、5月、10月)。</li> </ul>

### 【法人の取組等】

#### (1) 法人改革(外部監査の実施)

期日：平成23年2月9日～2月22日 担当：入江公認会計士(米子市) 期間：延べ6日間

内容：①会計処理方法が適正・妥当であるか ②業務方法が、適時・適切なチェックにより適正に行われているか ③業務方法が簡便かつ効率的なものとなっているか

結果：公認会計士が取りまとめ中であるが、大きな問題点の指摘はない見込み。

#### (2) 役員交代

平成23年1月27日付けで役員が交代。退任した理事1名と評議員2名は、いずれも法人職員であったが、新たに就任したのは、いずれも法人外からの人選。

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年3月9日

福祉保健課

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費  
 (2月28日までに追加実施を決定した事業) 515千円

2 追加実施事業の内訳

(単位;千円)

項目		事業名	H22年度における雇用創出人数	H22年度における執行予定額	事業内容
緊急雇用創出事業	西部総合事務所福祉保健局	肝炎治療助成及び特定疾患対策に係る補助事務	1人	515	肝炎治療特別推進事業、特定疾患治療研究事業等の増加事務に対応するため、臨時職員の配置を行う。
計			1人	515	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

## 「鳥取県豪雪災害復興義援金」について

平成23年3月9日

県政推進課

福祉保健課

農政課

平成22年12月31日からの記録的な豪雪により、特に農林水産業を中心に多大な被害を受けた被災者の方々の復興の一助とするため、県と鳥取県共同募金会で行った「鳥取県豪雪災害復興義援金」の募集結果及び今後の配分について報告します。

### 1 募集結果

(1) 受付期間      平成23年1月19日(水) から2月28日(月) まで

(2) 義援金総額(3月2日現在)

窓 口	件 数 (件)	金 額 (円)
鳥 取 県	292	15,412,223
鳥取県共同募金会	270	1,935,311
合 計	562	17,347,534

〈主な内訳〉

企業・団体名等	受付月日	金 額 (円)
イオン株式会社	1/11	3,000,000
大阪鳥取県人会	1/21	13,738
東海鳥取県人会	1/22	83,761
神戸鳥取県人会	1/23	31,820
東京鳥取県人会	1/31	72,000
イオンリテール(株)	1/31	532,542
(株)マイカル	1/31	283,687
ライオンズクラブ国際協会 336-B 地区	1/28	1,000,000
国際ソロプチミスト倉吉	2/1	400,000
国際ソロプチミスト鳥取 国際ソロプチミストアメリカ日本西リジョン	2/3	400,000
(株)鳥取銀行及び役職員一同	2/7	644,000
(株)山陰合同銀行及びグループ役職員一同	2/23	2,435,300
サントリー天然水(株)	2/25	3,000,000
(株)ホープタウン	2/25	16,903
ホテルセントパレス倉吉	2/28	43,200
アサヒビール(株)	3/1	300,000
計		12,256,951

## 2 義援金の配分

集まった義援金については、「鳥取県豪雪災害復興義援金配分委員会」に全額拠出し、同配分委員会で配分方法等を決定して、被害を受けられた県内の農林水産業者等に配分します。

### (1) 鳥取県豪雪災害復興義援金配分委員会

(委員)

構成団体	職名	氏名	備考
鳥取県共同募金会	配分委員会委員長	相・見 槻子	委員長
鳥取県社会福祉協議会	専務理事	小林 裕幸	
鳥取県	統轄監	河原 正彦	副委員長
	福祉保健部長	林 由紀子	
	農林水産部長	鹿田 道夫	

(事務局) 鳥取県共同募金会事務局内 (鳥取県社会福祉協議会内)

### (2) 配分方法等

3月1日(火)に開催された第1回配分委員会において、配分方法について決定。

#### ○第1次配分

人的、住家被害について市町村を通じて配分する。(昭和62年台風19号義援金を参考)

配分基準	人的被害	死者	6件	30万円/人
		重傷者	1件	3万円/人
	住家被害	全壊	0件	—
		半壊	1件	5万円/世帯

#### ○第2次配分

漁船、農業、林業、商業関係被害については、積雪の状況等によりまだ不明確な部分も多く、各市町村で現在とりまとめ中であることから、3月末のとりまとめ結果を踏まえて、被害額割りにより配分額を算出する。配分方法については、漁協及び農協等の団体を通じて、また、組合員以外で、漁協及び農協から配分できない対象者については、配分委員会から直接配分する。

## 3 その他

○豪雪被害に対する県への寄附金について(3月4日現在) 2,267,000円

※県への寄附金については、豪雪災害復興のための各種支援事業へ充当する。

(内 訳)

区 分	件 数(件)	金 額(円)
(株)日新	1	1,000,000
ライオンズクラブ国際協会336複合地区	1	1,000,000
「ふるさと納税制度」によるもの	7	267,000
計	9	2,267,000

# 鳥取県及び島根県による「あいサポート運動」の共同推進に関する協定について

平成23年3月9日  
障がい福祉課

障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）を築くこと及び障がいのある方が障がいのない方と同じように社会参加できることが重要です。

それには、県民の理解、共感及び協力が不可欠で、行政が広く啓発していくことが求められているとの認識のもと、障がいの有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指すため、鳥取県及び島根県において、あいサポート運動を連携して推進することとし、当該連携に係る協定の締結を下記のとおり行う予定です。

## 記

### 1 調印式

- (1) 日時 3月14日（月） 午後1時10分から1時30分まで
- (2) 場所 鳥根県庁3階301会議室（島根県松江市殿町1番地）
- (3) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治（ひらい しんじ）  
島根県知事 溝口 善兵衛（みぞぐち ぜんべえ）

### 2 協定内容（予定）

- (1) 目的 障がいの有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会（共生社会）の実現を目指すこと。
- (2) 協定内容 鳥取県及び島根県で共同して「あいサポート運動」を推進していくこと。

### 3 参考

#### (1) 「あいサポート運動」とは

多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある方に温かく接するとともに、障がいのある方が困っているときに、あいサポーターとして「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動をいう。

#### (2) 「あいサポーター」とは

あいサポート運動を実践するため、あいサポートバッジ及び啓発パンフレットの交付を受けた者をいう。あいサポーター数は、24,454人（平成23年2月1日現在）

#### (3) 「あいサポートバッジ」とは

あいサポート運動を象徴するバッジをいう。

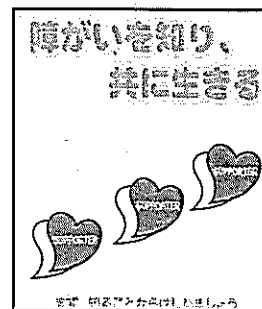


（あいサポートバッジ）

#### (4) 啓発パンフレット『障がいを知り、共に生きる』について

障がいのある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて活動するあいサポーター等の活動に資するため、11の障がいについて、①障がいの特性・内容、②障がいのある方が日常生活において困っていること、③障がいのある方への必要な配慮等をまとめたもの。

※ 11の障がいとは、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症・発達障がい、精神障がい、依存症、てんかん、高次脳機能障がい。



（パンフレット）

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会での報告書（抜粋）

平成22年1月25日に開催された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」において、次のように報告があった。

### ○部会作業チーム（施策体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割）報告書

#### I. はじめに（略）

#### II. 結論

#### 1～7（略）

#### 8 地域生活のサポートにおける自治体の役割（障害の理解と普及啓発を含む）

##### 結論

緊急かつ重要な地域における社会資源整備は、地域生活のサポートにおける自治体の重要な役割である。具体的には、住まい、相談支援、労働・日中活動支援、コミュニケーション支援等について、総合福祉法制定時から数年間で何らかの数値目標を作り、モニタリングする仕組みをつくる。その具体的な内容は第2期作業チームで検討する。

それと同時に、障害の問題についての理解を深める広義の普及啓発についても、例えば鳥取県で取り組んでいる“あいサポート運動”（※）等のような社会全体の意識を高めつつ、中長期的な戦略として、自治体施策の中に盛り込む。普及啓発は、一方的なものでは効果が薄い。学校教育の段階からの繰り返しの啓発が必要であり、高齢者支援など他の福祉分野と連携した普及啓発が必要である。

（※）あいサポート運動とは、地域の理解が不可欠という考えをもとに、障害のある人が、地域の一員としていきいきと暮らしていくため、国民に広く、障害の特性や障害のある人への配慮の仕方などを知っていただき実践していただく運動。一般市民、さまざまな障害者団体や県内外の民間企業等が“あいサポーター”として参加協力し、暮らしやすい地域社会作りのために運動を繰り広げている。平成21年より実施。

# 鳥取県依存症対策推進計画の策定について

平成23年3月9日  
障がい福祉課

今年度から、本県では、アルコール・薬物等依存症の効果的な支援策を検討するため、厚生労働省の「地域依存症推進対策モデル事業」の指定を受けています。(全国で8自治体が指定(6道県・2指定都市))

このたび、このモデル事業の取組の1つとして、鳥取県依存症推進対策計画を策定しました。

## 1 計画の目的

この計画は、本県における、アルコール・薬物等依存症の支援策の充実を図ることを目的とし、次のことを重点に行う。

- (1) 県民の依存症に関する正しい理解を促進するため、小中学生など若い世代からの依存症に関する普及啓発の実施。
- (2) 医療機関、相談機関、回復施設、自助グループ、行政等が連携し、依存症の当事者及び家族の支援体制の構築。
- (3) 一般科の医療機関と精神科医療機関の連携体制の構築

## 2 計画の期間

平成22年度～平成23年度

## 3 計画の構成

- (1) はじめに
- (2) 現状
- (3) 依存症に関するこれまでの取組(平成22年度)
- (4) 依存症に関する課題
- (5) 依存症対策に今後必要と思われる課題
- (6) 課題に対応するための取組(案)(平成23年度)

## 4 参考

県内の依存症患者の推移

(単位：人)

年 度	平成18年度 (H19.3.31現在)	平成19年度 (H20.3.31現在)	平成20年度 (H21.3.31現在)	平成21年度 (H22.3.31現在)
アルコール依存症	209	227	275	310
薬物依存症	27	37	44	51

注) 自立支援医療：心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

注) 自立支援医療(精神通院医療)の対象者

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者又はてんかんを有する者で通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の者



# 平成22年度認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成状況について

平成23年3月9日  
長寿社会課

## ◇認知症サポーターとは

何か特別なことをしていただくのではなく、街中等で道に迷っておられたり、買い物等で支払いに困っておられる認知症の人を見かけられた時、できる範囲でそっと手助けする「応援者」です。

## 1 認知症サポーターの養成状況について

県では、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成しています。

### (1)平成23年2月末時点の養成状況

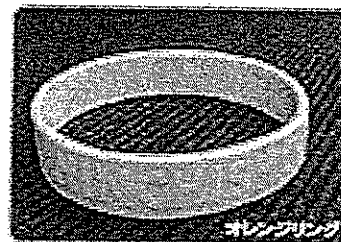
26,282人

(内訳)県 4,300人 (地域の企業・団体活動等に携わる方、県職員等)

市町村 21,982人 (市町村民(自治会、老人クラブ、学校関係者等)等)

### (2)認知症サポーター養成講座の主な内容(約1時間～1時間30分)

- ・認知症の症状
- ・認知症の人との接し方
- ・認知症介護をしている人の気持ちの理解



オレンジリング

### (3)その他

認知症サポーターには「オレンジリング」を交付しています。

### (4)参考 平成23年2月末時点の県が養成したサポーターの内訳

年度	受講者(企業・団体名等)	人数	備考(3月末時点)
H22年度	鳥取県商工会連合会女性部	49人	
	山陰合同銀行	660人	
	倉吉信用金庫	45人	
	日ノ丸産業株式会社	308人	
	鳥取ヤクルト販売株式会社	115人	
	野村證券株式会社米子支店	51人	
	大山乳業協同組合	52人	
	社会福祉法人あすなる会	26人	
	株式会社ローソン	17人	
	県政記者室	11人	
	(鳥取西部農業協同組合 3月中に実施予定)	—	(見込み 1,000人)
	(株式会社ウィードメディカル #)	—	(見込み 20人)
	鳥取県議会、県職員	1,291人	
小計	2,625人	(見込み 3,645人)	
H21年度 以前	イオン(鳥取北・日吉津)ショッピングセンター	220人	
	日本交通株式会社	582人	
	鳥取銀行	122人	
	鳥取県職員	751人	
	小計	1,675人	
合計		4,300人	(見込み 5,320人)

## 2 キャラバン・メイトの養成状況について

上記認知症サポーター養成講座の講師役(キャラバン・メイト)を養成しています。

### (1)対象者

次の要件を満たす者で、研修終了後、ボランティアとしておおむね年間3回以上「認知症サポーター養成講座」の講師役を務められる者

- ・認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修修了者
- ・介護相談員
- ・認知症の人を対象とする家族の会
- ・上記に準ずると県が認めた者

### (2)平成23年2月末時点のキャラバン・メイト養成状況

区 分	実施主体		
	県	市町村	合計
H22	82人	131人	213人
H21以前	69人	499人	568人
合計	151人	630人	781人

※キャラバン・メイトの相談窓口業務等でのスキルアップを図るための研修も実施しています。  
平成22年度受講者数 30名

### [参考]

認知症サポーター(メイトを含む)数1人当たりの高齢者数の全国比較

準備	都道府県名	高齢者人口	サポーター(メイトを含む)数	担当高齢者数
1位	熊本県	463,030人	94,402人	4.9人
2位	滋賀県	284,485人	53,861人	5.3人
3位	鳥取県	153,362人	23,771人	6.5人
	全 国	28,815,916人	2,140,411人	13.5人



認知症サポーターが所属する店舗・事業者には、「認知症サポーターステッカー」を貼付していただいています。

認知症サポーターステッカー

## 新たに策定する地域医療再生計画について

平成23年3月9日  
医療政策課

新たな地域医療再生計画（案）を国への提出期限（5月16日）に向けて、現在、医療機関、医師会等関係機関の要望を聞き、医療審議会等で検討中。今後、幅広く意見を聞き策定していく予定。

1 計画を策定する地域 鳥取県全域

2 計画期間 平成23年度～平成25年度末

3 検討の中での主な意見

- 連携と役割分担で医療を守っていかないといけない。
- 医療機関の再編をしてはどうか。
- 急性期、その後の受け皿の体制整備が必要。
- 中部医療圏の底上げが必要。（救急医療、周産期医療、がん検診体制等）
- 高齢者が増加しており認知症等の医療の充実が必要。
- へき地医療に力をそそいでいただきたい。
- 病院をライフラインの一つとして、災害に強い体制づくりが必要。
- 看護師の数の問題もあるが質の問題もあり教育・研修体制を強化していただきたい。
- 看護学生の実習先医療機関への支援が必要。
- 医師奨学金の返還が免除となる期間を医師不足診療科について短縮してはどうか。
- 臓器移植法が改正された。腎移植の推進をしていただきたい。
- 県内の医療がこうなるといった内容を県民に啓発することが必要。

4 検討中の計画で取り組む事業の方向性

(1) 医師・看護師の確保

県内勤務医師・看護師の増加及び質の向上

(2) 医療連携体制の構築

医療機関の連携・役割分担や後方病床等での受入促進

(3) 救急医療等の充実

救急医療機関や周産期母子医療センターの充実、災害時に強い医療機関の整備、へき地医療の充実

(4) がん対策の充実

がん診療・検診体制の充実

5 今後の予定

3月中下旬～4月中下旬 計画案に対し幅広く意見を聞く

4月下旬～5月上旬 地域医療対策協議会及び医療審議会での検討

5月16日 計画の国への提出締切り

[参考]

国は、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備拡充（三次医療圏と連携する一次・二次医療圏を含む）」することとした。

※基金交付額 基礎額15億円、計画内容によって加算があり最大120億円まで

# 医療費適正化計画の中間評価（概要版）について

平成23年3月9日  
医療指導課

・平成20年度に策定した「鳥取県医療費適正化計画」について、各種データ等から進捗状況を分析し、中間評価を行いました。

## 1 医療費適正化計画とは

策定根拠	高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第9条
計画期間	平成20年4月～平成25年3月（5年間）
計画の趣旨	医療費等の現状の分析を行い、本県の特徴を明らかにした上で生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮等に関する目標を掲げ、「健康づくり文化創造プラン（鳥取県健康増進計画）」、「鳥取県保健医療計画」、「鳥取県地域ケア体制整備構想」と密接に連携して施策を実施し、医療費の適正化を図ります。
施策の柱	①県民の生涯にわたる健康の保持 ②適切な医療の効率的な提供
目標数値	各都道府県が、下記「3の（1）」の5つの指標について目標値を設定しました。

## 2 医療費適正化計画の中間評価とは

法第11条により、都道府県は都道府県医療費適正化計画の作成年度の翌々年度（中間年度）に、計画の進捗状況に関する評価と、その結果の公表を行うこととなっています。

なお、この中間評価の結果は、必要に応じ、計画の見直しや次期医療費適正化計画の作成に活かすこととされています。（計画終了年度の翌年度にも、実績評価・公表を行います。）

## 3 中間評価結果（要点）

### （1）医療費適正化計画において設定した目標値と実績

計画で設定した項目	平成24年度の目標値	平成20年度の実績		
		鳥取県	全国	備考
① 特定健康診査の実施率	70%以上	31.80%	38.32%	
② 特定保健指導の実施率	45%以上	7.32%	7.74%	
③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	10%以上（20年度と比べた24年度の減少率）	—	—	今回は評価対象としません
④ 平均在院日数	31.0日	33.3日	33.8日	
⑤ 療養病床の数	942床	22年度末 1,420床	—	今回は評価対象としません

### （2）医療費の動向について

医療費の動向	鳥取県	全国
医療費総額の伸び率（平成17年度 → 21年度）	3.74%	8.40%
1人当たり医療費の伸び率（平成17年度 → 21年度）	6.61%	8.62%

- 本県の医療費の伸び率は、平成18年度以降、全国の医療費の伸び率よりも一貫して低く、1人当たり医療費は、全国よりは高いですが、その差は減少しています。
- 特定健康診査・特定保健指導の効果は長期的に現れるものであり、現段階で医療費に対する効果は評価できませんが、県民の健康増進のため、一層の取組は必要です。  
全病床における平均在院日数は、全国より短くなり、順調に短縮されています。
- 計画の進捗等について現状を概観すると、一部に進捗が十分でなく相当の努力を要する分野はありますが、本県では結果として、概ね順調に推移しているものと評価します。  
なお、引き続き「県民の生涯にわたる健康の保持」や「適切な医療の効率的な提供」に係る体制整備を進めつつ、各種の取組を推進していくこととし、現時点において計画内容の見直しは行わないこととします。

# 「鳥取県医療費適正化計画」に係る目標と現状（進捗状況等）

（※ 下記の①～⑤が、医療費適正化計画において目標値を設定した項目）

## 1 県民の生涯にわたる健康の保持

＜特定健康診査・特定保健指導等の状況（目標値 ①～③）＞

（単位：％）

区 分	20年度		24年度
	鳥取県	全国	目標値（鳥取県）
① 特定健康診査の実施率	31.80	38.32	70%以上
② 特定保健指導の実施率	7.32	7.74	45%以上
③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	-	-	10%以上（20年度と比べて24年度の減少率）

＜参考（①・②の内訳及び、平成21年度の参考値）＞

（単位：％）

区 分	特定健康診査 実施率 ①	特定保健指導実施率			
		動機づ け支援	積極的 支援	計 ②	
20年度	鳥取県 (うち市町村国保)	31.80 (25.42)	12.46 (17.83)	3.70 (7.04)	7.32 (14.60)
	全国 (うち市町村国保)	38.32 (30.84)	11.12 (16.72)	4.91 (8.23)	7.74 (14.13)
21年度	鳥取県 (市町村国保)	* (26.53)	* (27.58)	* (21.55)	* (26.14)
	全国 (うち市町村国保)	40.5 (31.4)	* (*)	* (*)	13.0 (21.5)

※ 出典：平成20年度は、厚生労働省「平成20年度特定健康診査・特定保健指導実績報告」。

平成21年度の鳥取県は、厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するアンケート調査」（締切：平成22年6月21日、厚生労働省からの提供：平成22年10月26日、なお、平成21年度の実施率は「利用者の割合」）。

平成21年度の全国は、厚生労働省「平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（速報値）」（平成23年1月公表）。

※「\*」印は、数値が未発表で不明のもの。

## 2 適切な医療の効率的な提供

＜平均在院日数の推移（目標値 ④）＞

（単位：日）

区 分	鳥取県(A)	全国(B)	A-B	備 考
17年度	36.6	35.7	0.9	計画策定時の基礎数値
18年度	34.8 (33.9)	34.7 (32.2)	0.1 (1.7)	
19年度	34.1 (33.2)	34.1 (31.7)	0.0 (1.5)	
④ 20年度	33.3 (32.4)	33.8 (31.6)	▲0.5 (0.8)	計画1年目の数値
24年度〔目標値〕	31.0	29.8	1.2	

※（ ）外は「全病床」、（ ）内は、「介護療養病床を除く全病床」（医療保険適用病床）に係る数値。

なお、平成24年度には、「全病床」＝「介護療養病床を除く全病床」となっていることを前提に、目標値が設定されている。

<療養病床数の推移（目標値 ⑤）>

（単位：床）

区 分	計画策定時の 基礎数値		19年度末	20年度末 (1年目)	21年度末 (2年目)	22年度末 (3年目) 〔見込〕	24年度末 〔目標値〕
	18年 10月	19年度 当初					
医療療養病床	1,684	1,703	1,721	1,639	1,532	(1,546)	1,401
（回復期リハ）	399	351	459	459	435	(435)	459
（回復期リハを除く）	1,285	1,352	1,262	1,180	1,097	(1,111)	942
介護療養病床	373	363	359	322	309	(309)	0
合 計	2,057	2,066	2,080	1,961	1,841	(1,855)	1,401
（回復期リハ）	399	351	459	459	435	(435)	459
⑤ 回復期リハを除く	1,658	1,715	1,621	1,502	1,406	(1,420)	942

3 計画期間における医療に要する費用の見通しについて

<医療費の動向と見通し（医療保険適用）>

（単位：億円、対前年は％）

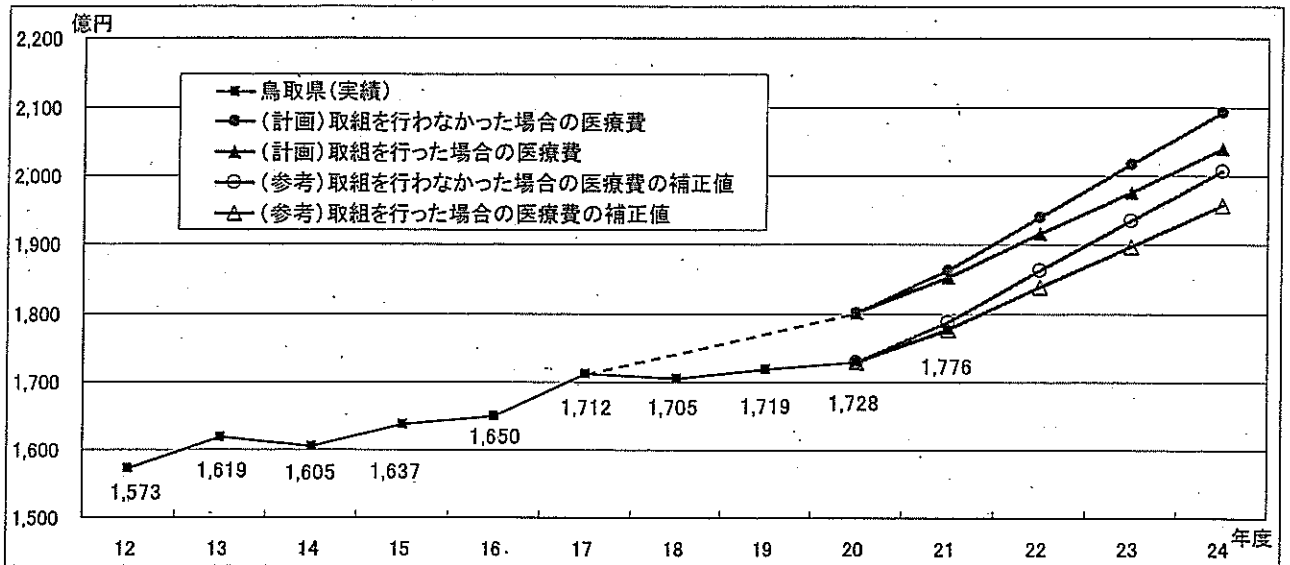
区 分	年度（平成）	17	18	19	20	21	22	23	24
実 績 (A)	全国	309,618	309,940	319,439	324,980	335,632	335,632	335,632	335,632
	対前年	103.05	100.10	103.06	101.73	103.28			
	鳥取県	1,712	1,705	1,719	1,728	1,776			
	対前年	103.76	99.59	100.82	100.52	102.78			
医療費適 正化計画 (B)	取組を行わなかつ た場合の医療費	—	—	—	1,801	1,863	1,941	2,017	2,093
	取組を行った場合 の医療費	—	—	—	1,801	1,852	1,917	1,977	2,040
	備 考	策定基準 年度		策定作業 年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
計 画 を 基 に し た 参 考 値 (C)	取組を行わなかつ た場合の補正值	—	—	—	1,728	1,787	1,862	1,935	2,008
	取組を行った場合 の補正值	—	—	—	1,728	1,777	1,839	1,897	1,957

※ 出典：(A)、「実績」欄は、厚生労働省「概算医療費」。

(B)、「医療費適正化計画」欄は、「鳥取県医療費適正化計画」（厚生労働省「都道府県別の医療費の将来推計の計算ツール」）。

(C)、「計画を基にした参考値」欄は、計画策定時に平成20年度（計画初年度）の医療費額として見込んだ額と、同年度の実績額（概算医療費）を揃え、増加率を乗じて計画期間中の医療費額を「概算医療費」をベースに推計しなおした参考値。

<参考：本県の医療費の推移と、「医療費適正化計画」及び「参考値（補正值）」による見通し>



※ グラフ中の数値は、実績値。

## 中間評価の概要

「鳥取県医療費適正化計画」で設定した5つの指標（目標値）に対する実績及び、それらの取組等を総合した結果として実現するとされる医療費の適正化状況について、進捗等を評価します。

### 1 県民の生涯にわたる健康の保持

#### 目標値 ① 「特定健康診査の実施率」について

- 平成20年度の本県の実施率（31.80パーセント）は、全国（38.32パーセント）と比較して低く、特に市町村国保、健保組合・共済組合等でその傾向が著しくなっています。
- 県内の市町村国保における実施率は、平成20年度（制度開始）と21年度を比較して、ほとんど伸びておらず、より一層の取組が必要です。これは、全国的に同じ傾向です。
- 今後、未受診者の属性等に応じた受診勧奨の工夫や、受診者に対する継続受診の重要性の啓発、他の健康診断等との同時実施や休日健診など、対象者が受診しやすい体制づくり、各保険者と健診機関等との連携による取組等を進めていくことが必要です。

#### 目標値 ② 「特定保健指導の実施率」について

- 平成20年度の実施率は、本県は全国と比較して、動機づけ支援は高く、積極的支援は低く、合計の実施率では、本県（7.32パーセント）は全国（7.74パーセント）をわずかに下回っています。
- 県内の市町村国保における実施率は、平成20年度（制度開始）と21年度を比較して、動機付け支援で1.5倍、積極的支援で3.1倍、合計の実施率は1.8倍に増加しています。
- 実施率には市町村により大きなばらつきがあり、相当の取組が必要な市町村があります。
- 今後、対象者に対し「利用したい」という意識の変化を生み出すような働きかけ、対象者が継続（長続き）できる保健指導プログラムの工夫などが必要です。

#### 目標値 ③ 「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」について

- 平成20年度の評価対象者に占めるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の割合は、該当者の割合、予備群の割合とも、全国と比較して低くなっています。
- 平成20年度と24年度を比較しての減少率は、今回の中間評価の対象としません。

## 2 適切な医療の効率的な提供

### 目標値 ④ 「平均在院日数」について

- ・ 平成17年度に36.6日（全国35.7日）であった平均在院日数は、年々短縮され、20年度には全国と逆転して33.3日（全国33.8日）となりました。

平成24年度の目標（31.0日）に向け、順調に進捗していると考えられます。

### 目標値 ⑤ 「療養病床の数」について（回復期リハビリテーション病棟は除く）

- ・ 国から「療養病床にかかる計画は当面凍結する」方針が示されたことを踏まえ、今回の中間評価では、療養病床の再編に係る評価は行わないこととします。

## 3 医療費の動向等について（総括評価）

- ◎ 本県の医療費総額の伸び率は、平成18年度以降、全国の医療費総額の伸び率よりも一貫して低く、1人当たり医療費は、全国よりは高いですが、その差は減少しています。
- ◎ 特定健康診査・特定保健指導の効果は長期的に現れるものであり、現段階で医療費に対する効果は評価できませんが、県民の健康増進のため、一層の取組は必要です。  
全病床における平均在院日数は、全国より短くなり、順調に短縮されています。
- ◎ 本県の医療費適正化計画における進捗等について現状を概観すると、一部に進捗が十分でなく更に相当の努力を要する分野はありますが、様々な取組により、本県では結果として、概ね順調に推移しているものと評価します。  
なお、引き続き「県民の生涯にわたる健康の保持」や「適切な医療の効率的な提供」に係る体制整備を進めつつ、各種の取組を推進していくこととし、現時点において計画内容の見直しは行わないこととします。



## 小児用肺炎球菌及びヒブワクチン接種の一時的な見合わせについて

平成23年3月9日  
健康政策課

### 1 経緯等

・全国で小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを含むワクチン同時接種後の死亡例が、3月2日から3月4日までに4例報告された。ワクチン接種と死亡との因果関係はいずれも評価不能または不明であるとし、国は至急調査を行うとともに、3月4日、当該ワクチンの使用を一時的に見合わせるよう各都道府県へ緊急連絡を行った。

→県は当該連絡を受け、県内市町村及び各医師会へ緊急連絡を行った。翌日には県内医療機関で接種見合わせの体制が図られた。

→現時点で県内での死亡事例について、報告事案はない。

・なお、国は、3月8日に医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会を合同開催し、今回のワクチン接種と死亡との因果関係の評価について詳細な検討を行い、今後の対応について速やかに決定し、関係機関等へ案内を行う予定としている。

【全国の死亡事例】※厚生労働省プレスリリース（3/4）より

報告日	自治体名	年齢・性別	同時接種ワクチン	備考
3/2	宝塚市	2歳代・男	小児用肺炎球菌 ヒブワクチン	基礎疾患（持病） 有
3/3	西宮市	1歳代・女	小児用肺炎球菌 DPT（3種混合）	
3/4	川崎市	6ヶ月未満 ・女	小児用肺炎球菌 ヒブワクチン DPT（3種混合）	
3/4	京都市	6ヶ月以上 ～1歳未満 ・女	小児用肺炎球菌 ヒブワクチン DPT（3種混合）	基礎疾患（持病） 有

### 2 県内の接種状況

当該ワクチンは、国の「平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」を活用した「ワクチン接種緊急促進事業」の対象となっており、今年1月から県内市町村で順次事業を開始。

【ワクチン助成事業実施市町村】

区分	平成22年度	平成23年度（予定）
小児用肺炎球菌ワクチン	12市町村	19市町村
ヒブワクチン	15市町村	19市町村

### <参考>ワクチンの概要

#### ○小児用肺炎球菌ワクチン

- ・細菌性髄膜炎等を予防するワクチン。細菌性髄膜炎に罹患すれば死亡するケースもあり、重度の後遺症の発症頻度も高い。
- ・細菌性髄膜炎の主な原因（約2割）は肺炎球菌である。
- ・ワクチン承認年月は平成21年10月。
- ・接種標準年齢（0歳）で4回接種を行う。
- ・全国の接種者数（推計値）110万人、死亡例報告0件。（平成23年1月末現在）

#### ○ヒブワクチン

- ・細菌性髄膜炎等を予防するワクチン。細菌性髄膜炎に罹患すれば死亡するケースもあり、重度の後遺症の発症頻度も高い。
- ・細菌性髄膜炎の主な原因（約6割）はヒブ菌である。
- ・ワクチン承認年月は平成19年1月。
- ・接種標準年齢（0歳）で4回接種を行う。
- ・全国の接種者数（推計値）155万人、死亡例報告1件。（平成23年1月末現在）